

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人Tansa

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

証拠申出に対する意見書

令和8年4月17日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人

増 原 英 司

定 松 祐 太 朗

長 沼 俊 樹

勝 浦 雪 奈

富 永 健 嗣

岸 彩 子

林 花 梨

渡 邊 栄 璃

柳 澤 泰 洋

村 松 剛

松 下 謙 祐

山 本 幹 人

被告は、本書面において、原告の２０２６（令和８）年３月１７日付け証拠申出書（以下「原告証拠申出書」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第１ 意見

原告証拠申出書に係る各証人及び原告代表者の尋問はいずれもその必要性がないから、これらの申出はいずれも却下されるべきである。

第２ 理由

１ 証人尋問が不必要であること

(1) 西澤元参事官、御厩敷元企画官及び中嶋元課長について

原告は、いずれも立証趣旨を「内閣法制局との２０２２（令和４）年７月１２日から同月１４日までの３日間にわたる協議において、各協議の経過及び内容、同局から示された修正指示の内容、並びにこれらに関する省内外への連絡の状況が、いずれも文書として内閣官房において作成・取得され、開示請求時に保管されていたこと。」として、西澤元参事官、御厩敷元企画官及び中嶋元課長（以下、これらを併せて「西澤元参事官ら３名」という。）の３名を証人として尋問するよう求める（ただし、中嶋元課長の立証趣旨については、上記「内閣官房」とある部分を「内閣府」と読み替える。原告証拠申出書１ないし３ページ）。

この点、本件の主たる争点は、本件各開示請求に係る対象文書（本件各文書）を処分行政庁（内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長）が本件各開示請求当時に保有していたかどうかである。

しかし、対象文書を保有していたかどうかについては、被告が既に提出した西澤元参事官ら３名の報告書（乙７ないし乙９、乙１４）及び内閣府大臣官房の各職員の報告書（乙１０及び乙１６）で明らかにされており、重ねて

証人尋問を実施する必要はない。

この点、原告は甲 35 文書が対象文書に含まれるという趣旨の主張もし、原告証拠申出書に記載の尋問事項には甲第 35 号証に言及するものが複数あるが、そもそも甲 35 文書が本件各開示請求に係る対象文書（本件各文書）に当たるかどうかは、開示請求書の記載内容や甲 35 文書から客観的に決められるべきものであって、証人尋問をする必要は全くない。

よって、原告の西澤元参事官ら 3 名の尋問の申出は、いずれもその必要性がないから、却下されるべきである。

(2) 乗越参事官

原告は、立証趣旨を「2022（令和 4）年 7 月 12 日から同月 14 日までに、内閣官房及び内閣府から寄せられた国葬儀についての具体的照会・相談内容及びこれに対し、内閣法制局から修正意見を含む応答を行った事実。」として、上記期間に内閣法制局の職員であった乗越参事官を証人として尋問するよう求める（原告証拠申出書 3 ページ）。

しかし、本件の主たる争点は、前記(1)のとおり、本件各開示請求に係る対象文書（本件各文書）を処分行政庁（内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長）が本件各開示請求当時に保有していたかどうかであって、内閣法制局が本件各文書を保有していたかどうかではない。

そして、本件各開示請求に係る対象文書（本件各文書）を処分行政庁（内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長）が保有していたかどうかは、内閣官房及び内閣府においてこれをそれぞれ作成又は取得したかどうか、あるいは作成又は取得した後に廃棄したかどうかによるのであって、内閣法制局の職員であった者を尋問することによって明らかになるものではない。

原告証拠申出書に記載のある尋問事項を見ても、その尋問事項は、いずれも、内閣官房及び内閣府の保有状況に係るものではないし、むしろ、「内閣法制局の内部で検討したか」、「内閣法制局で共有したか」、「内閣法制局は関与

しているか、している場合にはその内容」、「内閣法制局は判断したのか」、「内閣法制局は（中略）見ていたか」、「内閣法制局は関与している（マ）か、している場合にはその内容」などと、およそ争点との関連性が明らかではないものが多数にのぼる。

上記争点との関係では、原告が述べる上記立証趣旨を踏まえても、西澤元参事官ら3名及び内閣府大臣官房の職員の各報告書（乙7ないし乙10、乙14及び乙16）を取り調べれば十分であって、内閣法制局の職員であった乗越参事官を尋問する必要はない。

よって、原告の乗越参事官の尋問の申出は、必要性がないから、却下されるべきである。

2 原告代表者の尋問も不必要であること

- (1) 原告は、立証趣旨を「請求文書の特定等原告の主張事実及び損害について」として、原告代表者の尋問を求める（原告証拠申出書3及び4ページ）。
- (2) しかし、本件各開示請求による請求文書の特定は、各開示請求書の記載内容から客観的に決められるべきものであって、原告代表者の陳述によって決まるものではない。

また、原告が立証趣旨とする「損害」についても、特定非営利活動法人である原告の権利又は法的利益が侵害されたかどうかという法的評価であって、原告代表者の陳述によって左右されるものでもなく、原告代表者の尋問を実施する必要はない。

よって、原告の原告代表者の尋問の申出は、必要性がないから、却下されるべきである。

3 結論

以上のとおり、原告証拠申出書に係る証拠の申出はいずれも却下されるべきである。

以 上